

貯水槽清掃点検委託（学校等飲料水・西部） 特記仕様書

- 1 業務名： 貯水槽清掃点検委託（学校等飲料水・西部）
- 2 履行場所： 対象施設一覧 のとおり
- 3 履行期間： 契約日から令和7年9月13日まで
ただし、清掃作業期間は、令和7年7月22日から令和7年8月29日までとする。
- 4 用語の定義
 - (1) 「貯水槽」とは、建築物の飲料水給水において、水道水を受水して貯留するための受水槽及び受水槽に貯水した水を揚水して貯留し、給水するための高架（高置）水槽をいう。
 - (2) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防する作業をいう。
 - (3) 「点検」とは、貯水槽の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
 - (4) 「水質検査」とは、清掃終了後、貯水槽末端における水について、受注者が色度、濁度、臭気、味、残留塩素の測定を行う検査をいう。
- 5 業務仕様
 - (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「長崎市施設維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。
 - (2) 本仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は、発注者と協議する。
- 6 対象業務及び範囲
 - (1) 本仕様書における対象業務は、次のとおりとする。なお、本業務の主要な部分は、①～③に掲げるものとする。
 - ① 清掃作業
 - ② 消毒作業
 - ③ 点検
 - ④ 水質検査（専門業者による水質一般検査(11項目)を含む)
 - (2) 業務の範囲
本業務の範囲は、対象施設一覧に示す貯水槽とする。
- 7 業務の実施要領
貯水槽清掃等業務内容書（別紙1）によるものとし、作業の追加が必要と判断した場合は、その旨を発注者に書面により報告し、指示を受けるものとする。
- 8 関係法令の遵守
本業務の実施に当たっては、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱」等関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行に努めるものとする。

9 業務条件【共通仕様書第3第3項】

本業務は、次の時間内に行うものとする。

8 時 30 分～ 16 時 30 分

10 建物内施設等の利用【共通仕様書第7第1項】

本業務の実施に当たっては、居室等の利用は認めない。

11 駐車場の利用【共通仕様書第7第3項】

業務の実施に当たって、学校の駐車場を使用する場合は、あらかじめ学校担当者と駐車場所の確認を行い、指定された場所へ無料で駐車することができる。

12 書類の提出

(1) 契約締結時に提出するもの

- ・ 業務責任者決定通知書【共通仕様書第3第2項】(氏名、生年月日、経歴を記載すること)
※業務責任者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ・ 業務責任者の貯水槽清掃作業監督者講習会の修了証明書の写し又は建築物環境衛生管理技術者の免状の写し

(2) 作業着手日前日までに提出するもの

- ・ 業務計画書【共通仕様書第2第1項】
- ・ 作業計画書【共通仕様書第2第2項】
- ・ 業務担当者名簿【共通仕様書第4第3項】(氏名、生年月日、経歴を記載すること)。
- ・ 作業従事者の腸内細菌検査結果報告書(作業実施日から起算して6ヶ月以内のもの)
- ・ 使用薬剤名簿(薬品のデータシート等添付すること)

(3) 業務終了後に提出する書類

- ・ 作業完了通知書(学校の職員により完了確認を得たもの)(別紙2)
- ・ 点検等記録簿(貯水槽ごとに作成したもの)(別紙3)
- ・ 貯水槽ごとの作業写真7枚(作業前、作業後の貯水槽が確認できる写真2枚ずつ、作業員の作業着が確認できる写真1枚、作業中の写真2枚)
- ・ 貯水槽ごとの水質検査成績表
- ・ 不良箇所一覧表
- ・ 点検報告書については、学校施設課へ情報提供を行うこと。

(4) 緊急報告書(別紙4)

- ※清掃点検時に、止水等に繋がる緊急性が高い不具合を発見した場合にのみ提出すること
- ※原則、発見後1日以内に提出すること

(5) その他

- ・ 契約額の内訳書(学校ごと)

13 廃棄物の処理等【共通仕様書第5第1項】

清掃作業によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。

14 業務の検査【共通仕様書第6】

業務終了後、12(3)の提出書類により検査を受けること。

1.5 作業日程及び注意点

(1) 作業日程

- ・ 清掃作業期間は、令和7年7月22日から令和7年8月29日までとする。
- ・ 作業計画を策定する場合は、土曜日、日祝日を外し、作業可能日を監督職員に確認すること。

(2) 作業上の注意点

- ・ 作業は、夏休み期間中に実施すること。
- ・ 対象施設について、必ず工事中や貯水槽の容量に変更ないか、学校施設課へ確認を行うこと。
- ・ 作業当日、施設の責任者（学校においては、教頭又は事務職員）に開始の連絡をしてから、作業に取りかかること。
- ・ 清掃後は、受水槽に水が溜まってから、高架水槽に水を上げること（空回り防止のため）。
- ・ 水がタンクに溜まったことを確認してから作業を終了すること。
- ・ 作業が完了したら、施設の責任者に完了確認をってもらうこと。
- ・ 補修を要する場合には発注者に連絡し指示を受けること。

対象施設一覧

角コ	角	型	コンクリート
角ス	角	型	ステンレス
球F	球	型	FRP
円F	円筒型		FRP
角F	角	型	FRP
角鉄	角	型	鉄製

西部

23箇所

区分	No.	学校名	水槽数 (基)	容 量(m ³)			内 訳	
				受水槽	高架水槽	合 計	受水槽	高架水槽
小学校	1	伊良林小学校	1	9.0	-	9.0	角ス9.0	
	2	式見小学校	1	-	24.0	24.0		角コ24.0
	3	手熊小学校	1	-	4.0	4.0		球F4.0
	4	福田小学校	4	-	31.0	31.0		球F8.0/角ス4.0/角ス4.0/角コ15.0
	5	小榑小学校	1	8.0	-	8.0	角ス8.0	
	6	飽浦小学校	2	-	10.0	10.0		角F4.0/ 角F6.0
	7	朝日小学校	2	-	6.0	6.0		球F2.0/ 球F4.0
	8	稲佐小学校	3	-	16.0	16.0		角F6.0/角F4.0/ 角F6.0
	9	城山小学校	2	15.0	5.0	20.0	角コ15.0	球F5.0
	10	西城山小学校	3	-	13.0	13.0		球F5.0/ 球F5.0/ 球F3.0
	11	西町小学校	3	30.0	9.0	39.0	角鉄30.0	球F3.0/ 球F6.0
	12	西北小学校	4	-	21.0	21.0		球F3.0/ 球F3.0/ 球F3.0/ 角F12.0
	13	西浦上小学校	1	-	10.0	10.0		角ス10.0
	14	小江原小学校	2	-	7.8	7.8		角ス4.5/角ス3.3
	15	桜が丘小学校	2	24.0	6.0	30.0	角F24.0	角F6.0
小学校計			32	248.8				
中学校	16	福田中学校	1	-	12.5	12.5		角コ12.5
	17	西泊中学校	2	12.0	6.0	18.0	角F12.0	角ス6.0
	18	丸尾中学校	3	-	12.0	12.0		球F5.0/ 球F5.0/ 球F2.0
	19	淵中学校	2	24.0	6.0	30.0	角F24.0	角F6.0
	20	緑が丘中学校	4	-	40.0	40.0		角コ17.0/ 角コ15.0/ 球F4.0×2
	21	岩屋中学校	4	8.0	10.0	18.0	角F8.0	球F2.0/ 球F4.0/ 球F4.0
	22	西浦上中学校	3	16.0	9.0	25.0	角鉄16.0	球F4.0/ 球F5.0
	23	小江原中学校	2	25.4	6.0	31.4	角コ25.4	球F6.0
中学校計			21	186.9				
合 計			53	435.7				

貯水槽清掃等業務内容書

1 一般事項

- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行うものとする。
- (2) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の掃除専用のものである。また、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。
- (3) ガスが充満している可能性があるため、ガス検知メーター等でチェックし、二人以上で作業を行い、貯水槽内の照明及び換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高架（高置）水槽がある場合は、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行うものとする。
- (5) 高所作業にあたっては、ヘルメットや必要に応じて安全帯を使用するものとする。
- (6) 荒天の場合は、安全面、衛生面を考慮し、状況に応じて作業を中止・延期するものとする。
- (7) 市民の安全には十分配慮し、現場を離れる場合は、点検口やフェンスの施錠を行うものとする。

2 清掃作業

- (1) 高架水槽がある場合には、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行うものとする。
- (2) 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽の材質に応じ、適切な方法で行うものとする。
- (3) 洗浄に用いた水は、完全に貯水槽外に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うものとする。
- (4) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにする。
- (5) 清掃終了後、弁類の開閉状態及びポンプのスイッチ状態の確認を確実にし、作業後の貯水槽の使用に支障がないよう留意すること。また、貯水槽・フェンス等の施錠を確実にすること。

3 消毒

- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上貯水槽内の消毒を行うものとする。
- (2) 消毒剤は、有効塩素 50～100 mg/L の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
- (3) 消毒は、貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を利用し高圧洗浄機等で噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行うものとする。
- (4) 消毒に用いた排水は、完全に貯水槽外に排除する。
- (5) 消毒終了後は、貯水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じるものとする。

4 水の注入

消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行うものとする。

5 廃棄物の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。

6 検査

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽における水について、水の色、濁り、臭い及び味について異常がないか検査を行うものとする。なお、末端給水栓における水の遊離残留塩素濃度を 0.1 mg/L（結合残留塩素濃度にあつては 0.4 mg/L）以上とすること。

7 点検作業

(1) 基礎・固定部

- ① 亀裂、沈下等の有無を点検する。
- ② 固定金属の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
- ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。
- ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。
- ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を点検する。

(2) 外観状況

- ① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。
- ② 接合金属及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。
- ③ 内・外部補強剤の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。
- ④ マンホールの密閉状況及び施錠の良否を点検する。

(3) 付属装置

- ① ボールタップ及び定水位弁
 - (ア) 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。
 - (イ) 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを点検する。
- ② 水面制御及び警報装置
 - (ア) 汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
 - (イ) 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。
 - (ウ) 作動の良否を点検する。
- ③ 塩素滅菌器
 - (ア) ボール弁が正常に作動する。
 - (イ) サイホンブレイカーが正常に作動する。

(4) 配管

- ① 変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。
- ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。

作業完了通知書

(あて先) 長崎市学校等施設包括管理センター

受注者名

印

1. 施設名

2. 作業実施日 令和 年 月 日 (曜日)

作業時間 : ~ :

断水時間 : ~ :

3. 作業従事者名

完了確認書

令和 年 月 日

上記の清掃作業が完了したことを確認しました。

確認者 役職
氏名

点検等記録簿

点検者 _____

点検日 令和 年 月 日

点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	修理等の緊急度	
		計測値	判定	不良内容等			
基礎・固定部	基礎にき裂、沈下等がない	/					
	固定金具の劣化及び固定ボルトに緩みがない	/					
	架台にさび、腐食、たわみ、隙間がない	/					
	基礎部の水平度が適正で、不等沈下等がない	/					
外観の状況	水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等がない	/					
	接合金具、接合ボルトに緩み、腐食がない	/					
	内・外部補強材に緩み、変形がない	/					
	内面に腐食、損傷がない	/					
	マンホールの密閉状態が適正で施錠してある	/					
付属装置	ボールタップ・定水位弁	浸水がない	/				
		変形、損傷等がない	/				
		正常に作動する	/				
		水漏れがない(給水停止時)	/				
		衝撃がない(給水停止時)	/				
	水面制御及び警報装置(フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒)	汚れがない	/				
		接続部の緩みがない	/				
		腐食、損傷等がない	/				
	塩素滅菌器	正常に作動する	/				
		ボール弁が正常に作動する	/				
配管	サイホンブレーカーが正常に作動する	/					
	変形、腐食、損傷等がない	/					
	防虫網の詰まりがない	/					
水質検査 残留塩素	防虫網の腐食、損傷等がない	/					
	色度が5度以下である						
	濁度が2度以下である						
	臭気が異常でない						
	味が異常でない						
	残留塩素の含有率が遊離残留塩素の場合は0.1mg/ℓ以上である	mg/ℓ					
残留塩素の含有率が結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ以上である	mg/ℓ						
提案事項							

判定マーク: ○=異常なし、△=要注意、×=異常あり、- =該箇所なし
 修理等の緊急度記載例: 至急、年度内修理、次回清掃までに修理、今後検討要など

緊急報告書

報告者

報告日 年 月 日

点検日 年 月 日